

母子世帯に対する所得保障については、これまで平均的な母子世帯が分析対象となっていたため、様々な年齢階層、所得階層に属する離別母子世帯と死別母子世帯に所得保障制度がどのようにかかわっているか、これらの世帯の間で所得保障の格差がどれくらい生じているかについて論じられることは少なかった。また、所得保障制度の変更により母子世帯の貧困率はどう推移しているかが示されることもなかった。そこで、これらの点を明らかにすることがここでの目的である。

その方法は以下のとおりである。まず母子世帯貧困率は、『生活保護手帳』、『厚生行政基礎調査報告』、『国民生活基礎調査』を用いて年齢階級、世帯人員を考慮した最低保障額を求め、それ以下の所得にある母子世帯数を全母子世帯数で割るという方法で1972年から1991年の推計値を出した。次に、年齢階級、所得階級別の離別母子世帯と死別母子世帯に対する所得保障制度については、遺族年金、児童扶養手当、寡婦控除を通じての給付を考慮することによって、2つの世帯の間にどのような格差が生じているかをみた。

その結果、①生活保護を受給する母子世帯が減少している一方で、貧困率は近年40%台という高い割合で推移していること、②離別母子世帯と死別母子世帯に対する制度が異なり、支給額のみならず所得制限や支給対象年齢も違うため、離別母子世帯と死別母子世帯の間で所得保障において大きな格差が生じていること、③特に離別母子世帯は貧困から脱出できない状況にあること、が明らかになった。